

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和6年11月29日受付分)

特定非営利活動法人
エコール・ド・パスカル

縦覧期間

令和6年11月29日(金)から
令和6年12月13日(金)まで

特定非営利活動法人エコール・ド・パスカル定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エコール・ド・パスカルという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県宝塚市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は高齢者・障がい者・学童、家に閉じこもりがちで生活に寂しさや孤独を感じている方たち等が楽しく過ごせる地域づくりの推進、ならびに地域コミュニティの活性化と特に未来を担う子どもたちの人材育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 法に基づく児童福祉サービス事業
- (2) 世代を超えた地域交流の場を提供する事業（地域コミュニティ活性化事業）
- (3) 旅行業登録をもつ関連会社と協力した野外活動や自然とのふれあい事業

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、または秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上6人以内
 - (2) 監事1人又は2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存

期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法又はファクシミリにより、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法又はファクシミリをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者、電磁的方法又はファクシミリによる表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更

- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) 会員の除名
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面、電磁的方法又はファクシミリにより、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法又はファクシミリにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法又はファクシミリをもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者、電磁的方法又はファクシミリによる表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立までは前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限り）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限り）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	山本 榮由
理事	増田 歩高
理事	中村 友佳里
監事	北村 憲正
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0円	0円
② 年会費	10,000円	30,000円
(2) 賛助会員		
① 入会金	0円	0円
② 年会費	3,000円	10,000円

役員名簿

特定非営利活動法人 エコール・ド・パスカル

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	やまもと まゆ	[REDACTED]	有
	山本 菜由		
理事 (副理事長)	ますだ ほだか	[REDACTED]	無
	増田 歩高		
理事	なかむら ゆかり	[REDACTED]	無
	中村 友佳理		
監事	きたむら けんせい	[REDACTED]	無
	北村 憲正		

設立趣旨書

1. 趣旨

戦後 80 年を経過しようとしています。わが国はこの間目覚ましい発展を遂げ、人々は豊かな生活を享受するに至りました。一方では科学技術の進歩と都市化の進展や社会構造の変化に伴う人々の行動様式の変化や価値観の多様化が進む中で、わが国の地域社会（コミュニティ）は、多くの大切なものを失ってきました。そのなかでも、大きなものは地域の伝統・文化を受け継いだ温もりや賑わい、そして何よりも安全・安心が確保される地域社会の基盤的機能の低下であると考えます。この原因としては、戦後の個人主義や自由主義的風潮の浸透に加えて、産業化・都市化と高度情報化、さらには核家族化と少子高齢化の進展など様々な要因が考えられます。その結果として、日本人本来の美徳が失われ、教育の荒廃、犯罪の多発、地域住民間の連帯感の希薄化などの現象が露呈し始めています。

そこで私どもは、未来を担う子どもたちを豊かに育みたい、我々が経験してきたことをリソースに、視野を拓げ、本当の意味での国際人になってほしいという思い、共働き家庭はもちろんのこと、子育てに疲れた保護者が、気軽に利用できるスペースの確保、世代間交流の 3 点を軸にすべての人が生きがいを感じながら豊かな生活が送れるような社会を目指します。

- (a) 安全・安心なコミュニティづくり
- (b) 住民の創意・工夫が生きるコミュニティづくり
- (c) 誰もが気軽に立ち寄れる憩いの場、趣味が楽しめるカルチャー教室づくり

今回、法人として申請するに至ったのは、今後の活動を広げるため公的機関や福祉団体との連携を深めていく必要があること等の観点から、社会的にも認められた組織にしていくことが望ましいと考えたからです。また、活動そのものが営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画いただくことが不可欠であることから、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。

法人化により、継続的に事業を推進し、組織を発展、確立させることができ、地域社会に広く貢献できると考えています。

2 申請に至るまでの経過

- 2010 年 4 月 高齢者・障がい者に楽しいことや夢を届ける未来ある活動がしたいと任意団体エコール・ド・パスカルを設立。
- 2024 年 9 月 任意団体エコール・ド・パスカルの会員により特定非営利活動法人設立についての意思決定
- 2024 年 10 月 設立総会開催

2024 年 10 月 12 日

特定非営利活動法人 エコール・ド・パスカル

設立代表者

住所

氏名 山本 菜由

2024年度事業計画書

特定非営利活動法人エコール・ド・パスカル

1. 基本方針

未来を担う子どもたちを豊かに育みたい、我々が経験してきたことをリソースに、視野を拡げ、本当の意味での国際人になってほしいという思い、共働き家庭はもちろんのこと、子育てに疲れた保護者が、気軽に利用できるスペースの確保、世代間交流の3点を軸にすべての人が生きがいを感じながら豊かな生活が送れるような社会の構築を目指します。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 法に基づく児童福祉事業	寺子屋塾	日・祝を除く毎日	なみきビル2階教室	地域の小学生 延べ48名/回	2,112
		25回/月			
(2) 世代を超えた地域交流の場を提供する事業(地域コミュニティ活性化事業)	地域カフェ	第2・第4土曜日	西逆瀬川自治会館	地域の住民 50名/回	0
		2回/月			
(3) 旅行業登録をもつ関連会社と協力した野外活動や自然とのふれあい事業	野外活動サークル	4回/年	近隣の野外活動センター	地域の住民 50名/回	0
			近隣の名所・旧跡		

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 5月
- ②理事会 年2回

(2) 事務局体制

事務局長：中村 友佳理

2025 年度事業計画書

特定非営利活動法人エコール・ド・パスカル

1. 基本方針

未来を担う子どもたちを豊かに育みたい、我々が経験してきたことをリソースに、視野を拡げ、本当の意味での国際人になってほしいという思い、共働き家庭はもちろんのこと、子育てに疲れた保護者が、気軽に利用できるスペースの確保、世代間交流の3点を軸にすべての人が生きがいを感じながら豊かな生活が送れるような社会の構築を目指します。

また、翌年度は受益対象者を延べ240名以上に拡大するためPR活動にも注力したいと思います。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 法に基づく児童福祉事業	寺子屋塾	日・祝を除く毎日	なみきビル2階教室	地域の小学生 延べ204名/回	8,976
		25回/月			
(2) 世代を超えた地域交流の場を提供する事業(地域コミュニティ活性化事業)	地域カフェ	第2・第4土曜日	西逆瀬川自治会館	地域の住民 50名/回	0
		2回/月			
(3) 旅行業登録をもつ関連会社と協力した野外活動や自然とのふれあい事業	野外活動サークル	4回/年	近隣の野外活動センター	地域の住民 50名/回	0
			近隣の名所・旧跡		

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年2回

(2) 事務局体制

事務局長：中村 友佳理

特定非営利活動法人 エコール・ド・パスカル

2024年度活動予算書

成立の日から2025年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	100,000	
賛助会員受取会費	30,000	
		130,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金		0
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金		0
4. 事業収益		
法に基づく児童福祉サービス事業	2,112,000	
		2,112,000
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		0
経常収益計		2,242,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	750,000	
法定福利費	120,000	
人件費計		870,000
(2) その他経費		
講師謝金	200,000	
旅費交通費	40,000	
消耗品費	30,000	
通信費	30,000	
水道光熱費	40,000	
保険料	50,000	
地代家賃	390,000	
会議費	30,000	
会場費	30,000	
ボランティア等謝金	60,000	
その他経費計		900,000
事業費計		1,770,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	300,000	
法定福利費	54,000	
通勤交通費	30,000	
人件費計		384,000
(2) その他経費		
旅費交通費	20,000	
消耗品費	10,000	
通信費	10,000	
水道光熱費		
保険料		
会議費	10,000	
租税公課	10,000	
その他経費計		60,000
管理費計		444,000
経常費用計		2,214,000
当期正味財産増減額		28,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		28,000

特定非営利活動法人 エコール・ド・パスカル

2025年度活動予算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	30,000		
		130,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金			0
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金			0
4. 事業収益			
法に基づく児童福祉サービス事業	8,976,000		
		8,976,000	
5. その他収益			
受取利息			4
雑収益		500,000	
			0
経常収益計			9,606,004
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	3,000,000		
法定福利費	380,000		
人件費計		3,380,000	
(2) その他経費			
講師謝金	600,000		
旅費交通費	160,000		
消耗品費	100,000		
通信費	120,000		
水道光熱費	160,000		
保険料	50,000		
地代家賃	1,560,000		
広告宣伝費	200,000		
会議費	100,000		
会場費	40,000		
ボランティア等謝金	200,000		
その他経費計		3,290,000	
事業費計			6,670,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,200,000		
法定福利費	216,000		
通勤交通費	80,000		
人件費計		1,496,000	
(2) その他経費			
旅費交通費	60,000		
消耗品費	30,000		
通信費	30,000		
水道光熱費			
保険料			
会議費	15,000		
租税公課	20,000		
その他経費計		155,000	
管理費計			1,651,000
経常費用計			8,321,000
当期正味財産増減額			1,285,004
前期繰越正味財産額			28,000
次期繰越正味財産額			1,313,004